

[事案 27-71] 契約無効請求

・平成 28 年 1 月 16 日 和解成立

<事案の概要>

募集時に募集人の不適切な行為等があったことを理由に、契約の取り消しと既払込保険料の返還を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 26 年 11 月に契約した予定利率金利連動型一時払終身保険について、以下の理由により、契約を取り消し既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 告知義務違反は自分の申出により判明しており、脳梗塞の既往歴については、自分の失念によるもので故意・悪意によるものではないため、解除は不当である。
- (2) 告知の重要性について募集人の説明が不十分で、自分は十分な理解がないまま告知した。
- (3) 自分は、高齢者であることから、募集人は、募集時に家族の同席を求めるなどの配慮をすべきであったし、また、自分の家族は、前担当者に、自分に大きな取引の話をする時は、家族の同席を要請していた。

<保険会社の主張>

- (1) 不告知が、申立人に故意・悪意はなく失念によるものであったとしても、重大な過失はあったので、告知義務違反解除は正当である。
- (2) 募集人は適切な募集資料を交付のうえ、商品内容や重要事項について適切に説明している。
- (3) 募集人は、募集代理店の高齢者ルールに則り複数回に亘る面談機会を確保する対応を行っており、また、前担当者が、申立人の家族より、家族の同席を求める要請を受けた事実はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人および募集人に対して、募集人に不適切な行為があったかどうかなど契約時の状況を把握するため事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約の取消しおよび既払込保険料の返還は認められないが、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条第 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1) 申立人が告知事項に対し、事実と異なる回答をしたのは意図的になされたものではなく、不注意によるものであったと認められる。
- (2) 申立人は子供を介して自発的に不告知の事実を申出しており、最初の申出は、加入手続が終了した 11 日後で、未だ保険事故も発生していなかった。
- (3) このような事情からすると、保険会社は、告知義務違反解除をするのではなく、当初から正確な告知がなされていた場合と同様に本契約の引受けをしない取扱いをして、既払込保険料を返還する対応が相応しかった。